

の風、兩親の肉多く母に就は、親しみを主とする也、

〔一話一言〕或書の中題號不見

人の親をおやじ、おやぢいなどいふは、いかなることにより侍らん、傾城屋の亭主をおやぢといふよしき、侍るが、もしそれよりおこれることか、何さまよろしうなること、は聞えず、

〔大和物語〕上つ、みの中納言の君兼藤原十三のみこの母御息所を内に奉りけるはじめに、御か

ど酬醒はいかおぼしめすらんなど、いとかしこく思なげき給けり、さてみかどによみてたてまつり給ける、

ひとのおやのこ、ろはやみにあらねども子をおもふみちにまどひぬるかな此歌又見後撰和歌集兼輔

〔妙法寺記〕天文十五此年、信州佐久郡シカ殿城ヲ、甲州ノ人數、信州人數、悉談合被成候而、取懸被

食候、去程、シカ殿モ隨分ノ兵共ヲ御持候、又常州ノモロオヤニテ御座候、高田方、シカ殿ヲ見繼候

而城ヲ守リ被食候、

〔新撰字鏡〕親族阿嬢波

〔倭名類聚抄〕二父母 孝經云、身體髮膚受于父母、父加母伊呂俗云、父和名母波爾雅云、父爲考、母爲妣反 集注舍人曰、生稱父母、死時稱考妣、又云、惠公者何隱之考也、仲子者何桓之母也、明非死

生之異稱矣、一云阿耶知阿孀波

〔箋注倭名類聚抄〕一母 所引古文開宗明誼章文略 說文、父矩也、家長率教者、从又、舉杖、白虎通、父

者矩也、以法度教子也、廣雅、父架也、架與矩同、釋名、父甫也、始生己也、易有子考無咎、書事厥考厥長、

按說文、考老也、以爲父之稱者、轉注也、中 本居氏曰、知男子尊稱、宇摩志阿斯訶備比古遲神、又謂

八千戈神、火遠理神、稱比古遲、應神、天皇時、國栖人歌、謂天皇云、麻呂賀知、皆是也、故以爲父稱也、父

母父

母父